税目			課税標準額等	税率
市町村税	普通税	市町村民税	法人 1　均等割 （平成22年度納税義務者見込数3,542千人）	法人 1　均等割 標準税率 (イ) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人　年額 50,000円 (ロ) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人　年額 120,000円 (ハ) 資本金等の額が1千万円を超え、1億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人　年額 130,000円 (ニ) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人　年額 150,000円 (ホ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人　年額 160,000円 (ヘ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人　年額 400,000円 (ト) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人　年額 410,000円 (チ) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人　年額 1,750,000円

税目			課税標準額等	税率
市町村税	普通税	市町村民税		(リ) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人　年額 3,000,000円 制限税率　標準税率の1.2倍
			2　法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額	2　法人税割 標準税率　100分の12.3 制限税率　100分の14.7
		固定資産税	1　土地 賦課期日における価格（住宅用地等特定のものについては、住宅用地に係る課税標準の特例を適用したもの。以下同じ。） ただし、宅地等については、以下のとおりとする。 ①　商業地等 イ　負担水準が70%を超える商業地等については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とする。 ロ　負担水準が60%以上70%以下の商業地等については、前年度の課税標準額を据え置く。 ハ　負担水準が60%未満の商業地等については、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 ②　住宅用地 イ　負担水準が80%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置く。 ロ　負担水準が80%未満の住宅用地については、前年度の課税標準額に、当該年度の評価額に住宅用地特例率（6分の1又は3分の1）を乗じて得た額（以下「本則課税標準額」という。）の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、本則課税標準額の80%を上回る場合には80%相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 また、農地（市街化区域農地を除く。以下同じ。）については、当該農地の税額が、負担水準の区分（0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満）に応じて、前年度分の課税標準額に負担調整率（1.025、1.05、1.075、1.1）を乗じて得た額によって算定した場合における税額を超える場合には、当該負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とする。 市街化区域農地（三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地を除く。）については、当該市街化区域農地の価格の3分の1の額に税率を乗じて求める税額が、負担水準の区分（0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満）に応じて、前年度分の課税標準額に負担調整率（1.025、1.05、1.075、1.1）を乗じて得た額によって算定した場合における税額を超える場合には、当該負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とする。	標準税率　100分の1.4